

令和 7 年度

仕 様 書

事 業 名： 公共下水道事業

工 事 場 所： 竹原市 田ノ浦他

工 事 名： 田ノ浦地区他舗装整備工事

工 事 概 要： 舗装工 1 式

表層工 A=2,195m²

切削オーバーレイ工 A=1,189m²

区画線工 L=1,670m

【添付書類】

- ☐ 特記仕様書
☐ 工事数量総括表
☐ 図面 等

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、田ノ浦地区他舗装整備工事に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・**土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**
 - ・**特記仕様書（共通事項）（令和7年2月）広島県**※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

第2節 中間検査

本工事は、単一工種であることから中間検査を省略する。

第3節 概算数量発注方式による積算

本工事は、詳細な設計が不要な標準断面図又は概略設計図により積算を行い、発注しており、実施については特記仕様書（共通事項）第1章 総則 第6節 概算数量発注方式による積算 1 詳細な設計が不要な工事に従うこと。

第4節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事（受注者希望型）であり、「竹原市週休2日適用工事等実施要領」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要がある様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報HP>公共工事等の情報__様式集>建設工事関係__その他契約関係様式」に掲載している。

第5節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第6節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後５年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する９（１）～（５）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後５年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
(2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
(3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
(4) ９の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出ししないもの）

第２章 材料

第１節 長寿命化舗装用ポリマー改質アスファルト

長寿命化型改質アスファルトは、以下のとおりとし、事前に監督員の承諾を得て施工すること。

- 1 長寿命化舗装用ポリマー改質アスファルト
長寿命化型改質アスファルト混合物に用いるポリマー改質アスファルト（長寿命化舗装用ポリマー改質アスファルト）は表-1に示す基準値を満足するプレミックスタイプのもので、NETIS（新技術情報提供システム）に登録のあるものを使用すること。

表-1 長寿命化舗装用ポリマー改質アスファルトの基準値

試験項目	基準値
針入度（25℃）（1/10mm）	80～100
軟化点（℃）	75.0以上
引火点（℃）	280以上
薄膜加熱質量変化率（％）	0.6以下
薄膜加熱後の針入度残留率（％）	65以上
粗骨材のはく離面積率（％）	5以下
$G \cdot \sin (25^{\circ}) \times 1 (Pa)$	4.0×10^5 以下

※1 ダイナミックシアレオメータ（DSR）試験法

1）試験温度：25℃、2）平行円盤直径：8mm、3）試料厚：1mm、4）周波数：1.0rad/s、5）ひずみ量1%

注) ①密度（1.5℃）は試験表に付記すること

②最適混合温度範囲および最適締固め温度範囲を試験表に付記すること

③試験方法は「舗装調査・試験法便覧（日本道路協会）」に準ずる

- 2 長寿命化型改質アスファルト混合物
長寿命化型改質アスファルト混合物の種類は、表-2に従うものとする。

表-2 長寿命化型改質アスファルト混合物の選定

適用する層	混合物	施工厚
表層	密粒度アスファルト混合物（13）	5cm

①混合物性状

長寿命化型改質アスファルト混合物の性状は表-3に示す基準値を満足するものでなければならない。

表-3 長寿命化型改質アスファルト混合物の基準値

試験	項目	基準値
マーシャル試験	空隙率	3～6
	飽和度	70～85
	安定度	4.9以上
	フロー値	30～70
	残留安定度	75以上
ホイールトラッキング試験	動的安定度（DS）（回/mm）	5,000以上

注) マーシャル突固め回数は両面各50回とする

②疲労抵抗性の評価

長寿命化型改質アスファルト混合物の疲労抵抗性は、曲げ疲労試験により評価する。試験条件は表-4のとおりであり、疲労破壊回数がポリマー改質アスファルトⅡ型を用いた混合物と比較して100倍以上であることを技術資料などに記載された試験結果で確認しなければならない。

表-4 曲げ疲労試験条件

項目	条件
載荷方法	両端固定2点載荷
供試体寸法	4×4×40cm
スパン	30cm
試験方法	ひずみ制御
試験温度	15℃
載荷周波数	5Hz
試験ひずみ	200～1300μ
試験槽	水冷方式
載荷波形	サイン波

③等値換算係数の設定

長寿命化型改質アスファルト混合物の等値換算係数は、「舗装設計便覧（平成18年度）P.81」に則り、室内試験からアスファルト混合物の等値換算係数を評価し、その強度などに応じた等値換算係数を道路管理者が設定したものを使用する。

長寿命化型改質アスファルト混合物の等値換算係数は、表-5に従うことをNETIS（新技術情報提供システム）に登録されていることを確認しなければならない。

表-5 長寿命化型改質アスファルト混合物の等値換算係数

混合物	等値換算係数
密粒度アスファルト混合物	1.7

第3章 施工条件

第1節 安全対策

1 交通誘導警備員

内容

施工期間において、1施工箇所当り交通誘導員を2～3人/日配置すること。経費については仮設工の交通管理工に見込んでいる。

第2節 建設副産物

1

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。

また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 有限会社エス・エス朝日山残土処理場（下野町字朝日山10661-1）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

2 アスファルト殻・コンクリート殻（搬出）

当該工事により発生するコンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻の処分先については、次の処分先条件を想定している。

運搬距離 4.8キロメートル

受入費用 アス塊 1,500円/t コン塊：無筋 1,500円/t

第3節 その他

1

支給・貸与品 次のとおり支給品を使用すること。

品名 インターロッキングブロック

引き渡し場所 工事現場作業ヤード

引渡期間 工事期間内

第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
舗装		式		1	レベル1
舗装工	【補助】	式		1	レベル2
構造物取壊し工		式		1	レベル3
舗装版切断	【アスファルト】	式		1	レベル4
舗装版破碎	【アスファルト】	m2		2, 040	レベル4
殻運搬	【As】	m3		123	レベル4
殻処分	【As殻】	m3		123	レベル4
掘削工		式		1	レベル3
掘削	【土砂】 【障害の無】	m3		40	レベル4
土砂等運搬	【土砂】 【DID区間有り】	m3		40	レベル4
残土等処分		式		1	レベル4
舗装準備工		式		1	レベル3
不陸整正	【補足材無】 【補足材整正厚】	m2		2, 000	レベル4
アスファルト舗装工		式		1	レベル3
基層(車道・路肩部)	【舗装厚50mm】	m2		390	レベル4
表層(車道・路肩部)	【舗装厚50mm】	m2		1, 670	レベル4
表層(歩道部)	【舗装厚30mm】	m2		309	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0002

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
切削オーバーレイ工		式		1	レベル3
切削オーバーレイ	【段差擦り付け無し】 【長寿命化舗装用ポリマー改質アスファルト】	m2		833	レベル4
薄層カラー舗装工		式		1	レベル3
薄層カラー舗装	【黄色】	m2		12	レベル4
ブロック舗装工		式		1	レベル3
インターロッキングブロック舗装	【ブロック厚6cm】 【敷砂30mm】	m2		63	レベル4
区画線工	【補助】	式		1	レベル2
区画線工		式		1	レベル3
溶融式区画線	【実践 15cm】 【排水性舗装無】	m		1,400	レベル4
舗装工	【単独】	式		1	レベル2
構造物取壊し工		式		1	レベル3
舗装版切断	【アスファルト，コンクリート】	式		1	レベル4
舗装版破碎	【アスファルト，コンクリート】	m2		138	レベル4
殻運搬	【As殻，Co殻】	m3		25	レベル4
殻処分	【As殻，Co殻】	m3		25	レベル4
掘削工		式		1	レベル3
掘削	【土砂】 【障害無】	m3		10	レベル4
土砂等運搬	【土砂】	m3		10	レベル4

工事数量総括表

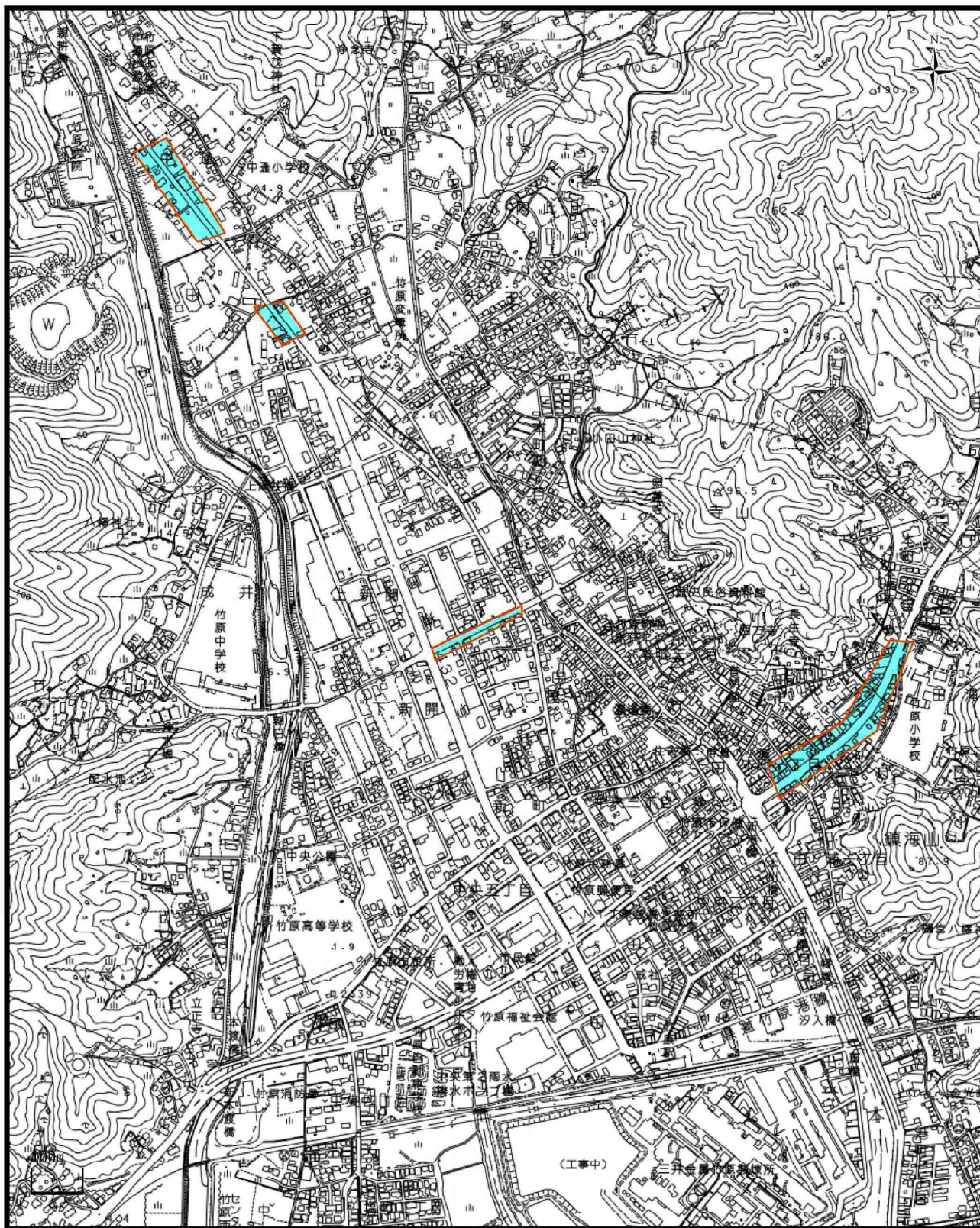
頁0 -0003

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
残土等処分		式		1	レベル4
舗装準備工		式		1	レベル3
不陸整正	【補足材無】 【補足材整正厚】	m2		130	レベル4
アスファルト舗装工		式		1	レベル3
上層路盤(車道・路肩部)	【RM-30, 仕上り厚100mm】	m2		49	レベル4
基層(車道・路肩部)	【舗装厚50mm】	m2		80	レベル4
表層(車道・路肩部)	【舗装厚50mm】	m2		129	レベル4
表層(歩道部)	【舗装厚30mm】	m2		24	レベル4
切削オーバーレイ工		式		1	レベル3
切削オーバーレイ	【段差すりつけ無し】 【長寿命化舗装用ポリマー改質アスファルト	m2		356	レベル4
区画線工	【単独】	式		1	レベル2
区画線工		式		1	レベル3
溶融式区画線	【実線 15cm】 【排水性舗装無】	m		270	レベル4
縁石工		式		1	レベル2
縁石工		式		1	レベル3
地先境界ブロック	【A種】	m		19	レベル4
全工種共通仮設		式		1	レベル1
仮設工		式		1	レベル2

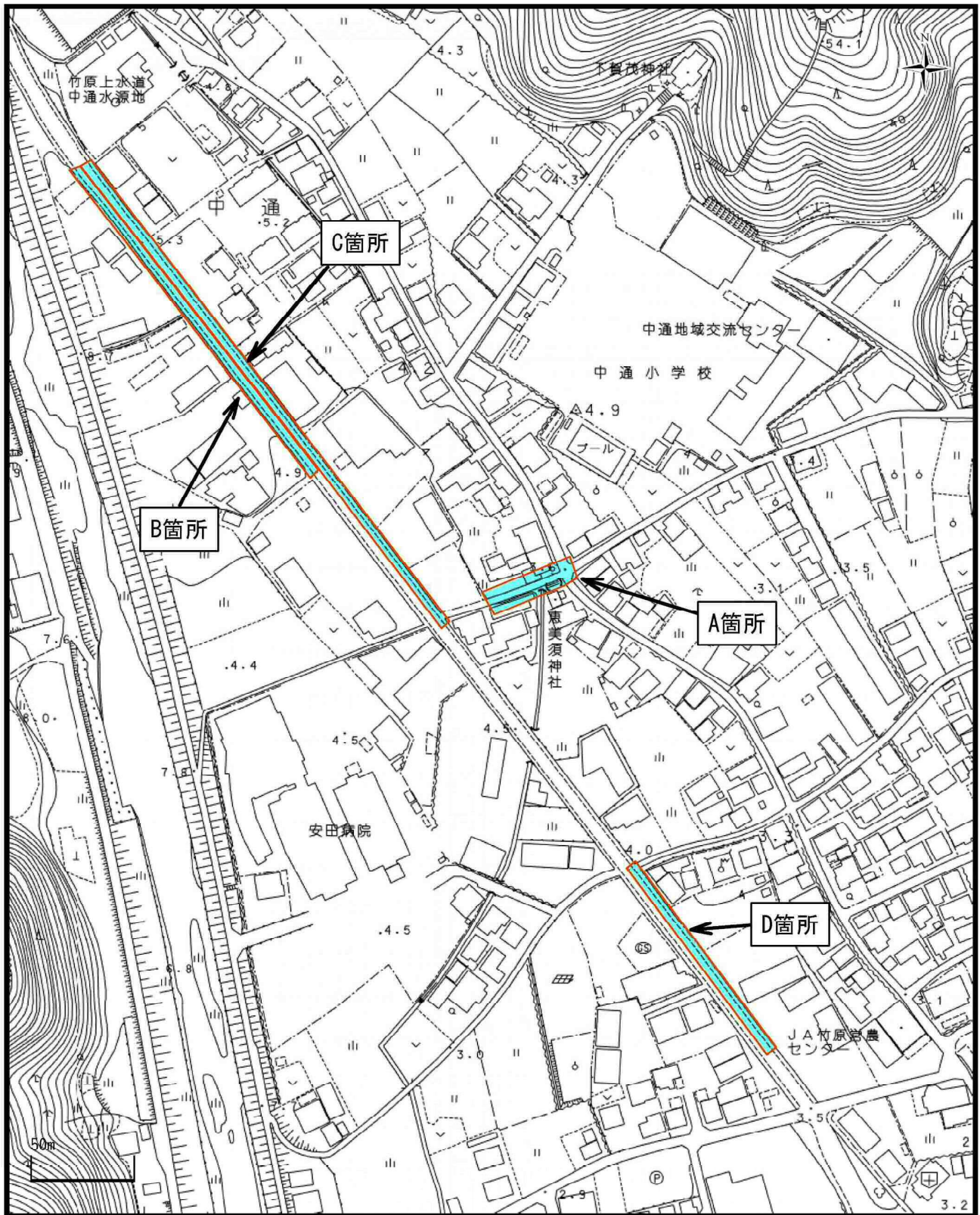
工事数量総括表

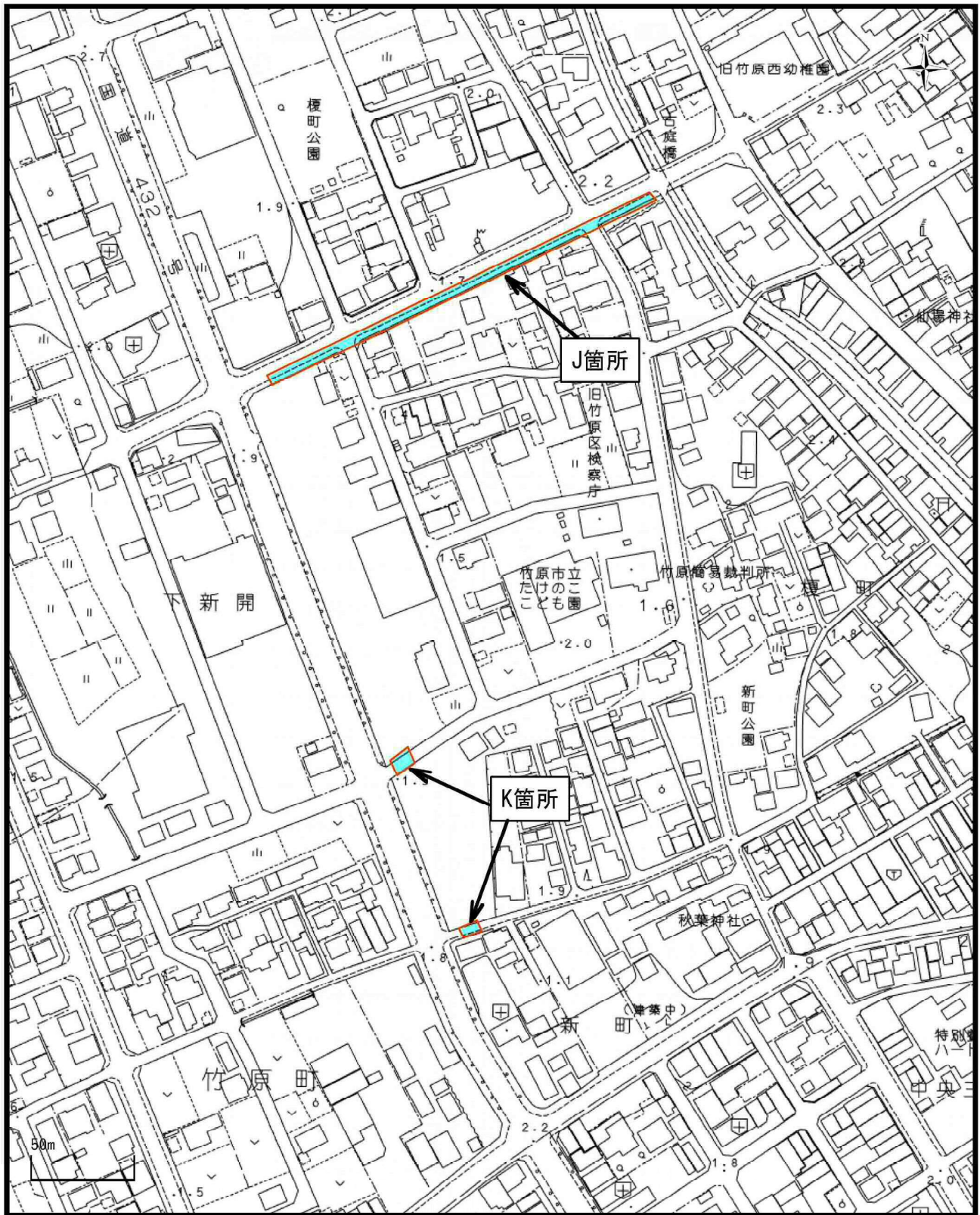
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		67	レベル4
＊＊直接工事費＊＊					
共通仮設費率分					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費					
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊					
＊＊工事費計＊＊					
＊＊契約保証費計＊＊					

施工箇所



1 / 10,000

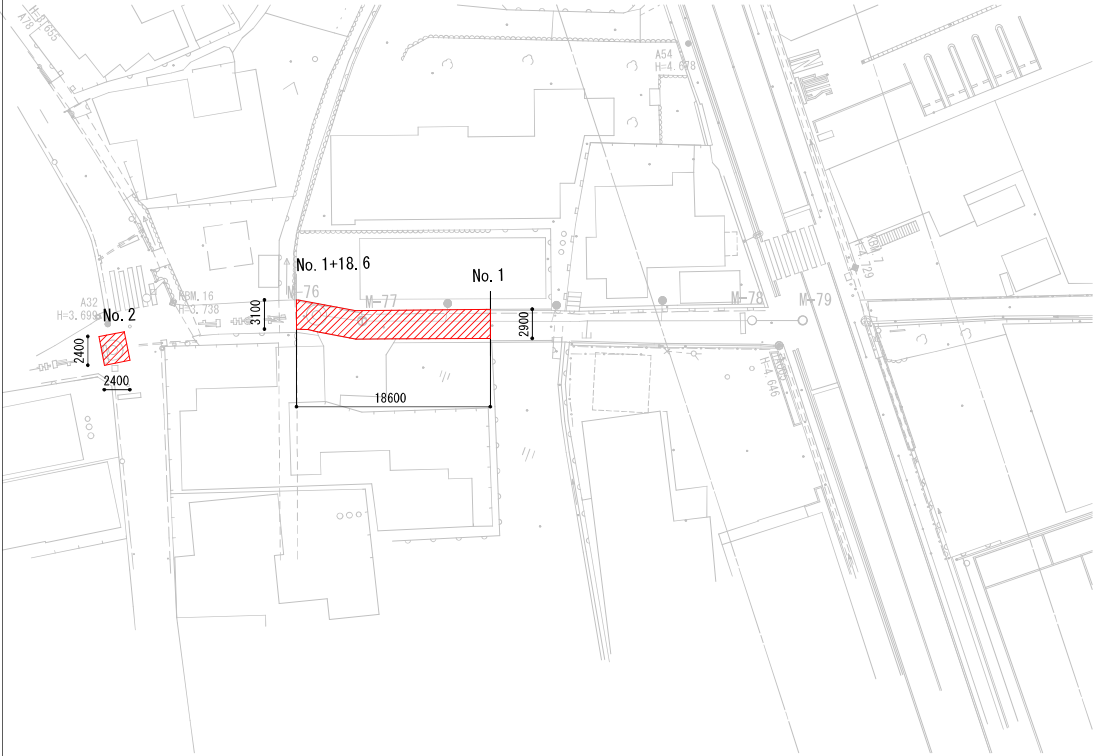




図面番号	1/10	縮尺	図示
工事名	田ノ浦地区他舗装整備工事		
種別	平面図・断面図	番号	1
施設名			
工事箇所	竹原市 下野町		
設計年月日	竹 原 市		

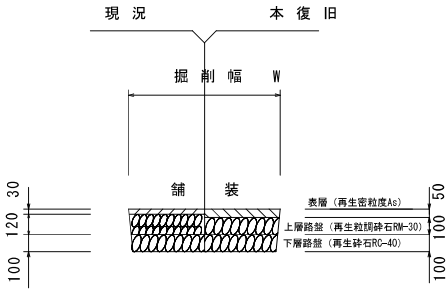
平面図A箇所

S=1:500



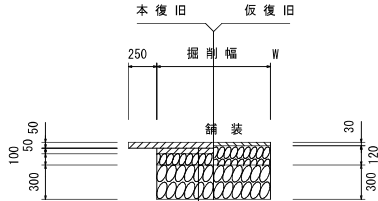
標準断面図

S=1:30



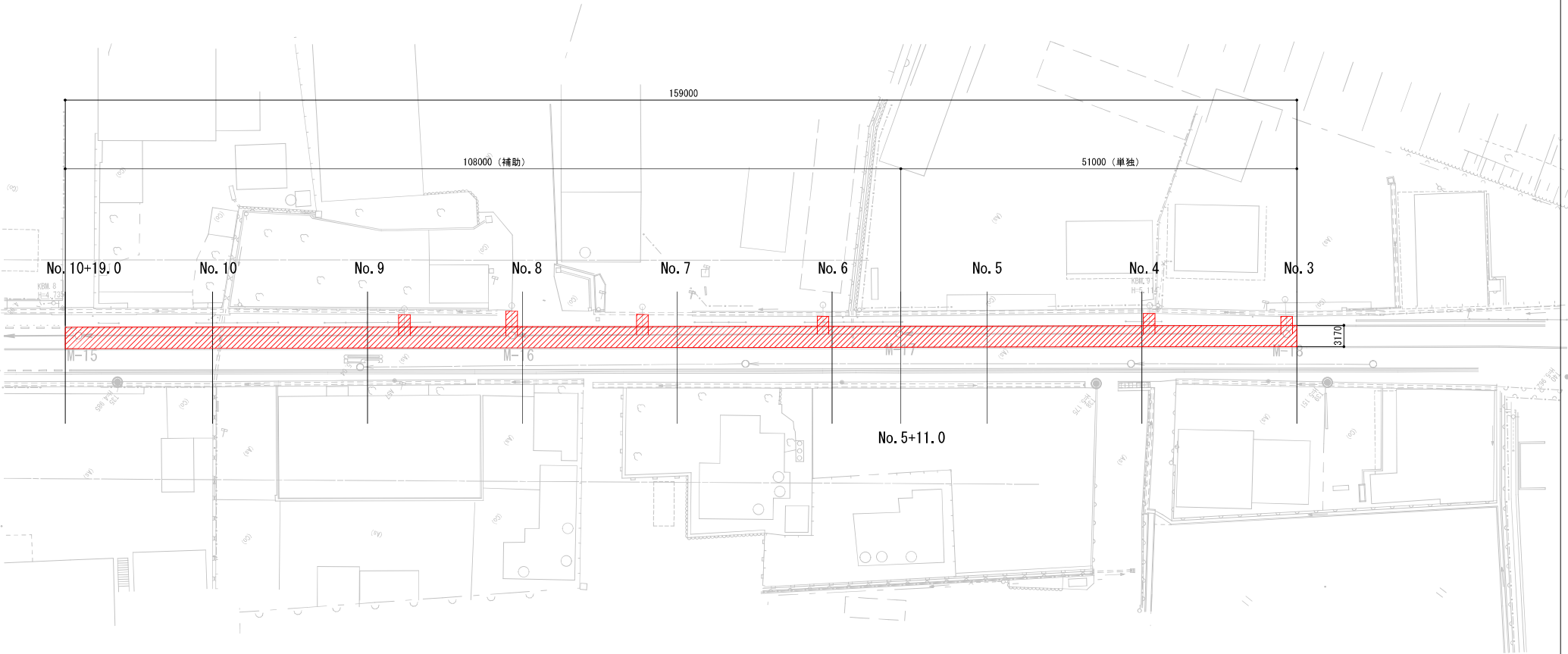
図面番号	2/10	縮尺	図示
工事名	田ノ浦地区他舗装整備工事		
種別	平面図・断面図	番号	2
施設名			
工事箇所	竹原市 下野町		
設計年月日	竹 原 市		

標準断面図 S=1:50



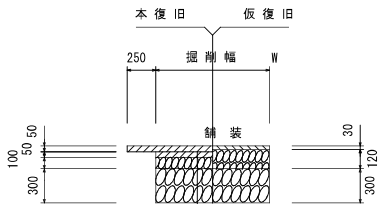
表層 (長寿命化舗装用ポリマー改質アスファルト)
基層 (再生細粒度As)
上層路盤 (再生粒調砕石RM-30)
下層路盤 (再生砕石RC-40)

平面図B箇所 S=1:500



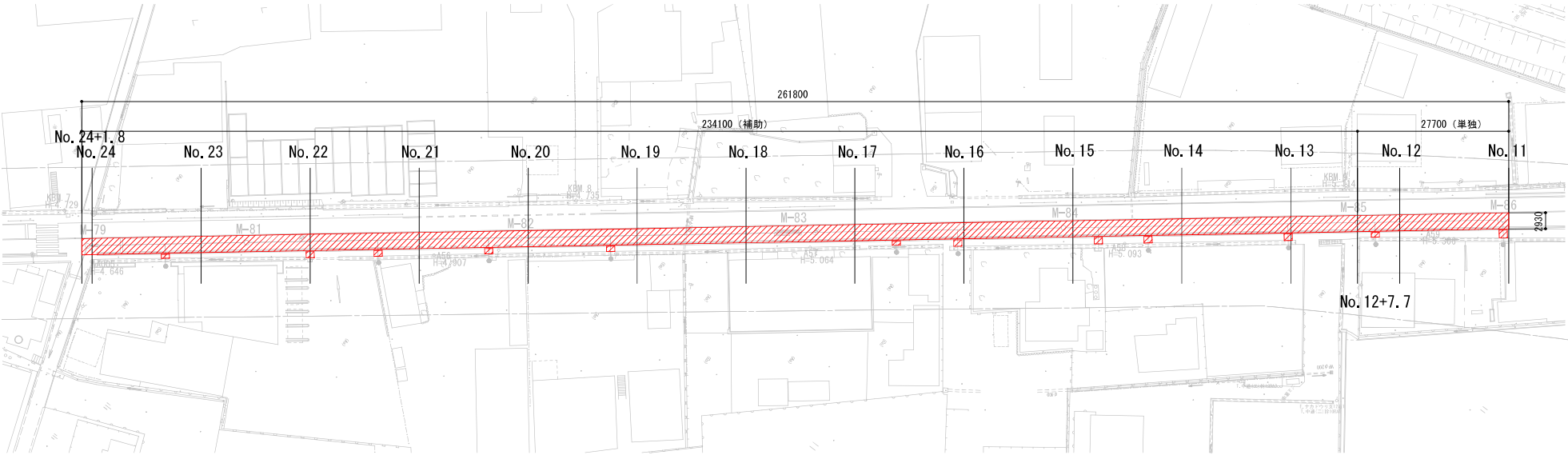
図面番号	3/10	縮尺	図示
工事名	田ノ浦地区他舗装整備工事		
種別	平面図・断面図	番号	3
施設名			
工事箇所	竹原市 下野町		
設計年月日	竹 原 市		

標準断面図 S=1:30



- 表層（長寿命化舗装用ポリマー改質アスファルト）
- 基層（再生細粒度As）
- 上層路盤（再生粒調砕石RM-30）
- 下層路盤（再生砕石RC-40）

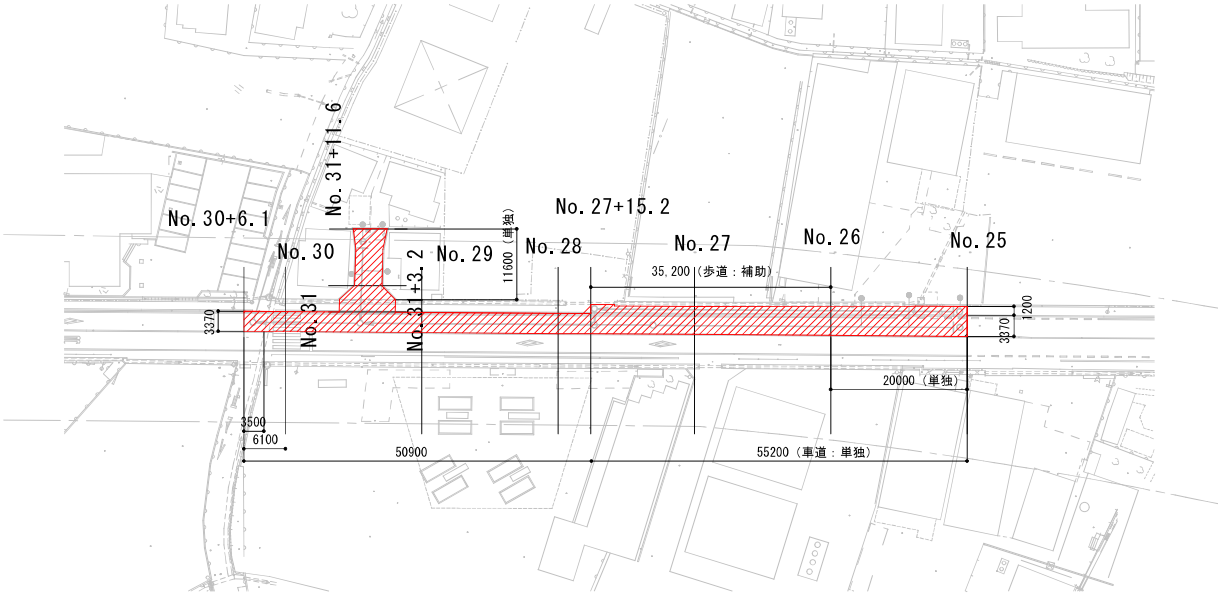
平面図C箇所 S=1:750



図面番号	4/10	縮尺	図示
工事名	田ノ浦地区他舗装整備工事		
種別	平面図・断面図	番号	4
施設名			
工事箇所	竹原市 下野町		
設計年月日	竹 原 市		

平面図D箇所

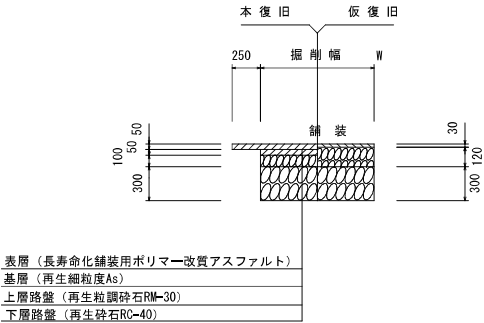
S=1:750



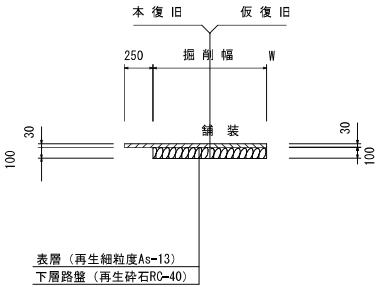
標準断面図

S=1:50

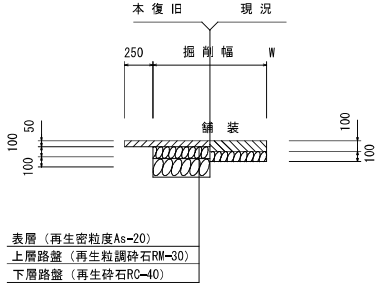
国道車道部



国道歩道部



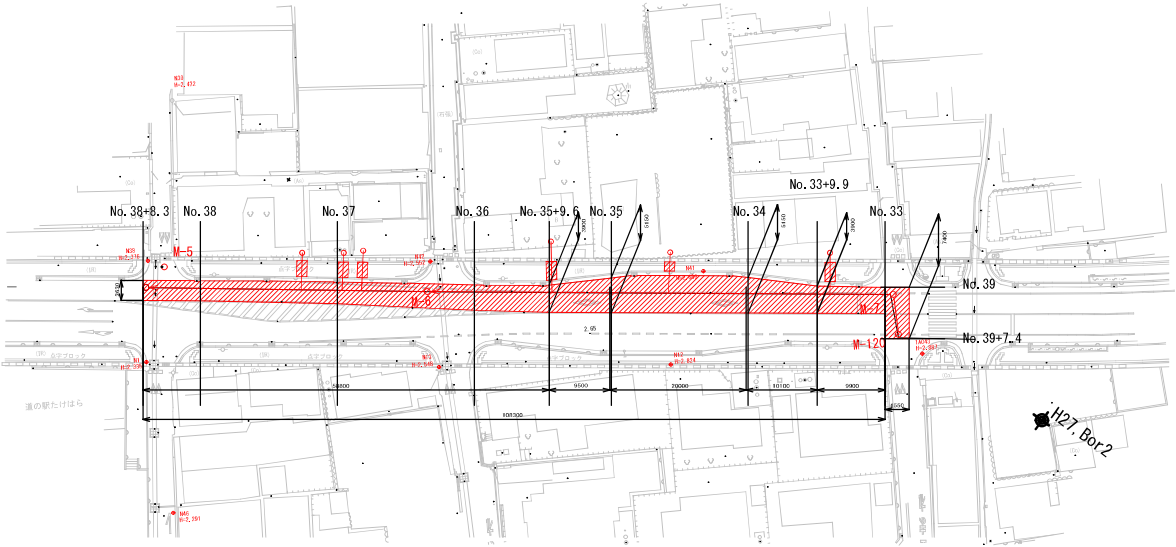
コンクリート舗装部



図面番号	5/10	縮尺	図示
事業名	田ノ浦地区他舗装整備工事		
種別	平面図・断面図	番号	5
施設名			
工事箇所	竹原市 本町		
設計年月日	竹 原 市		

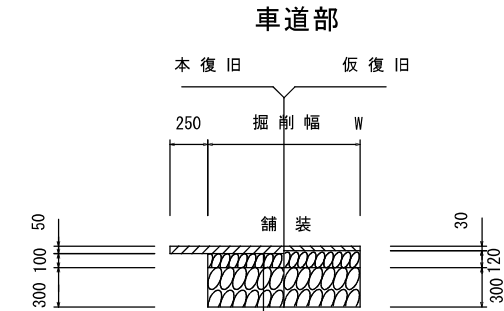
平面図 E箇所

S=1:750

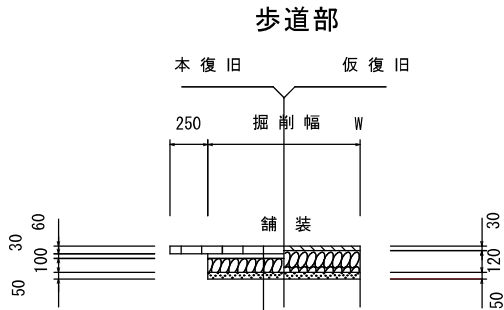


県道車道舗装

S=1:25



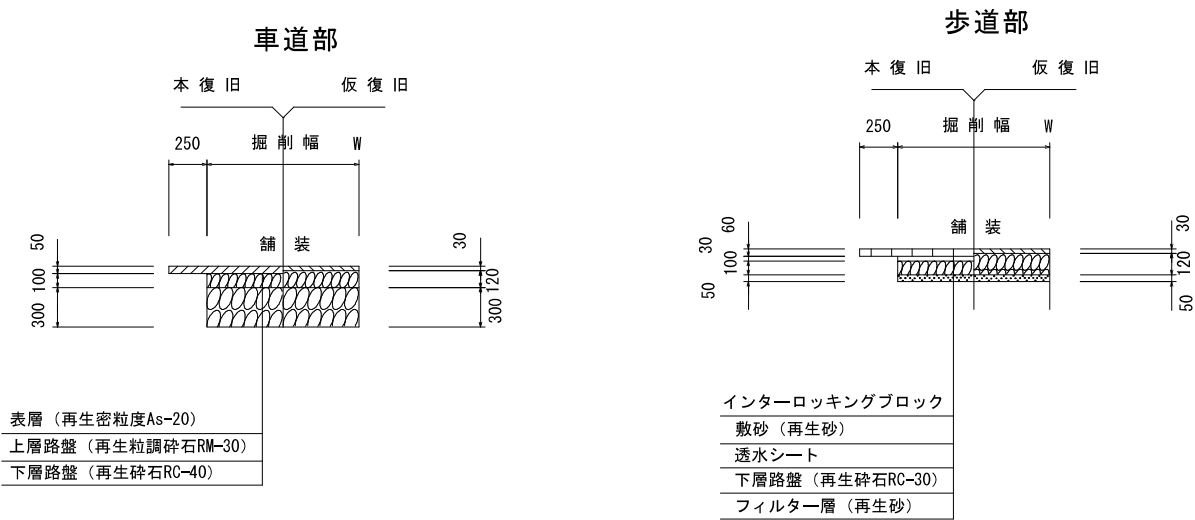
表層 (再生密粒度As-20)
上層路盤 (再生粒調碎石RM-30)
下層路盤 (再生碎石RC-40)



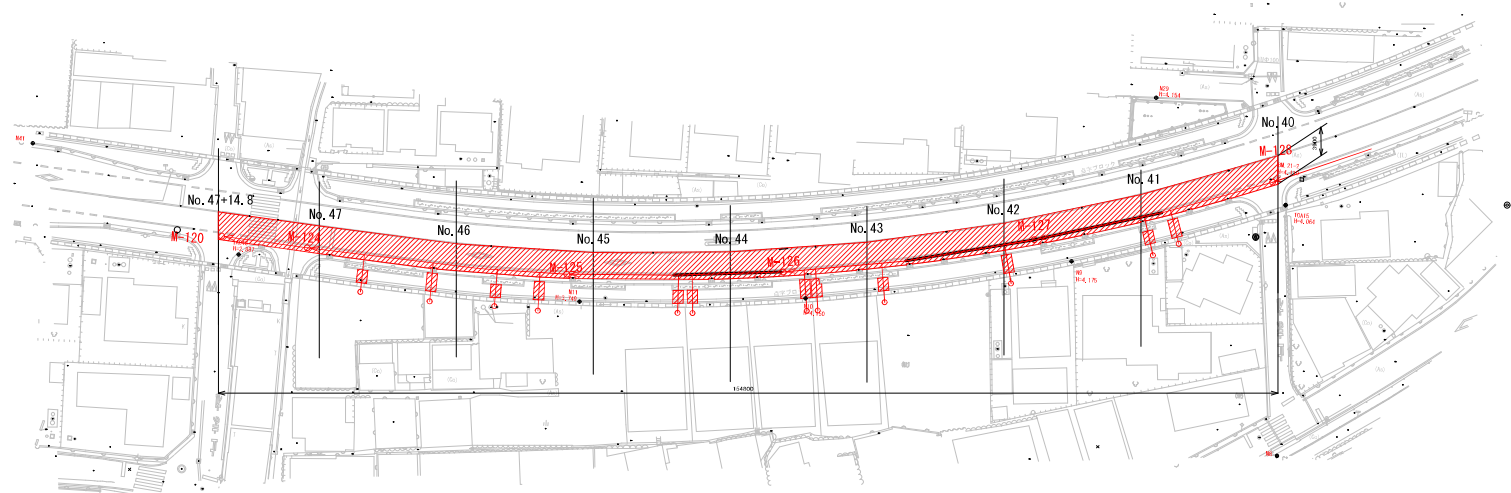
インターロッキングブロック
敷砂 (再生砂)
透水シート
下層路盤 (再生碎石RC-30)
フィルター層 (再生砂)

図面番号	6/10	縮尺	図示
事業名	田ノ浦地区他舗装整備工事		
種別	平面図・断面図	番号	6
施設名			
工事箇所	竹原市 本町		
設計年月日	竹 原 市		

県道車道舗装 S=1:25

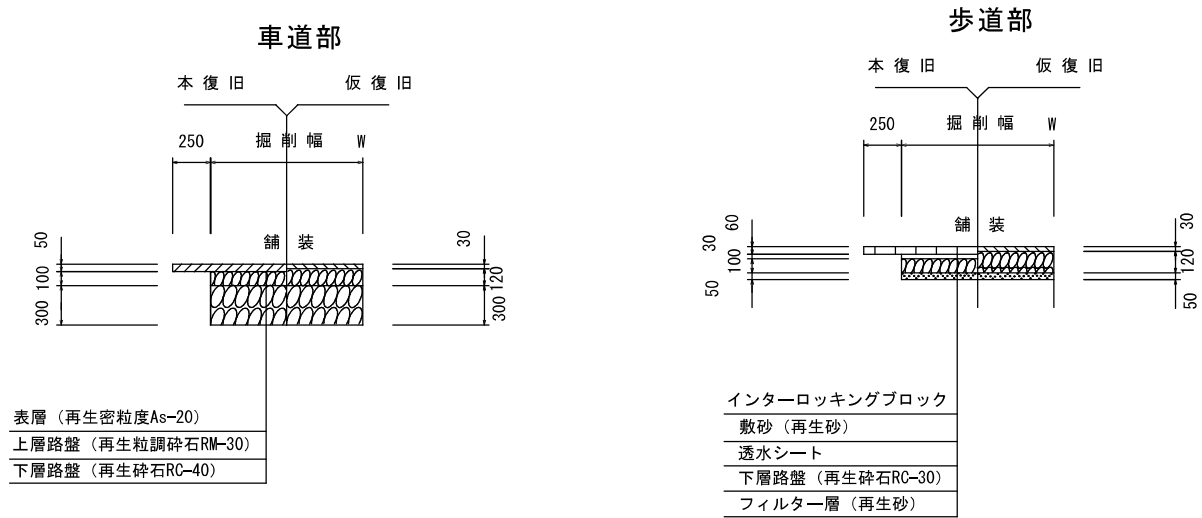


平面図F箇所 S=1:750

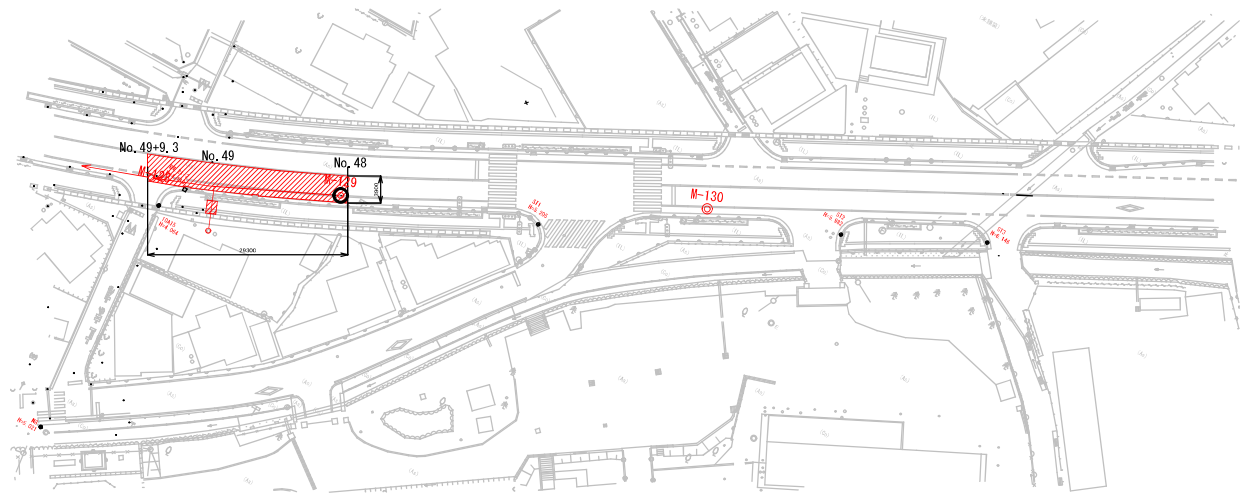


図面番号	7/10	縮尺	図示
工事名	田ノ浦地区他舗装整備工事		
種別	平面図・断面図	番号	7
施設名			
工事箇所	竹原市 本町		
設計年月日	竹 原 市		

県道車道舗装 S=1:25



平面図 G箇所 S=1:750

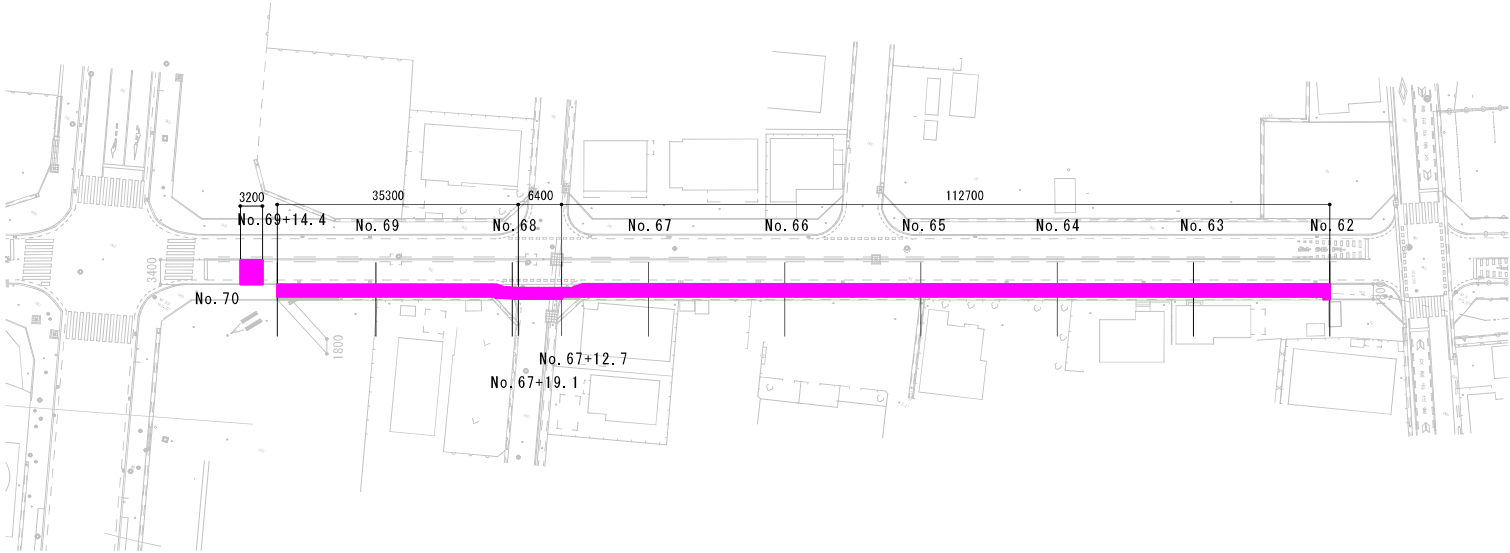
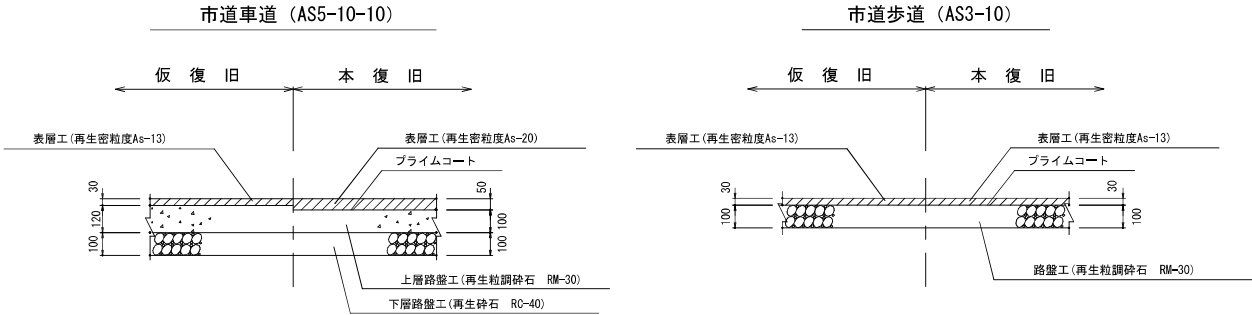


図面番号	9/10	縮尺	図示
工事名	田ノ浦地区他舗装整備工事		
種別	平面図・断面図	番号	9
施設名			
工事箇所	竹原市 竹原町		
設計年月日	竹 原 市		

標準断面図 S=1:50

平面図 J箇所

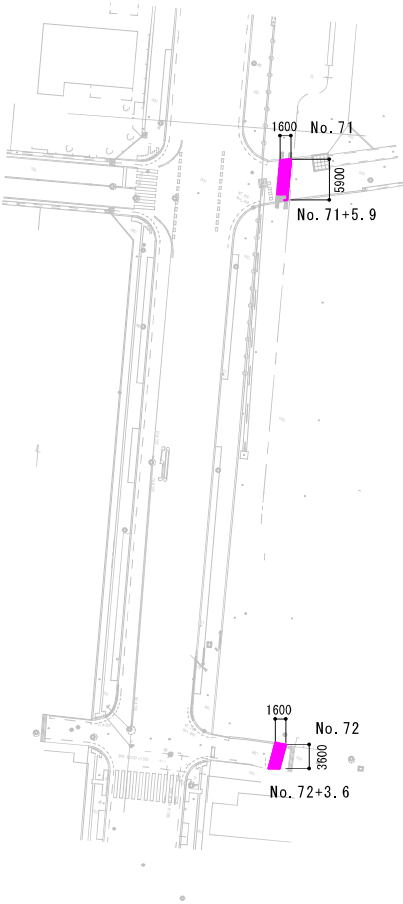
S=1:750



図面番号	10/10	縮尺	図示
工事名	田ノ浦地区他舗装整備工事		
種別	平面図・断面図	番号	10
施設名			
工事箇所	竹原市 竹原町		
設計年月日	竹 原 市		

平面図K箇所

S=1:750



標準断面図 S=1:50

